

# 昭和59年分農業所得標準

昭和59年分農業所得標準は、1月28日県下一斉に開示されました。村でも農業団体、各字農家組合長より御参集頂き、2月5日適用標準を下記のとおり説明いたしました。

尚標準外経費として、各種の控除がありますが、省略いたします。

## 1. 水 稲 (10アール当り)

水 稲 10アール当り 126,768円  
普通畑 10アール当り 37,183円

区分	収 入			必 要 経 費								差引所得	
	収量	単 価	収入金額	公租公課	種苗代	肥料代	大農具費	農具費	償却費	農業費	その他費		計
普通地	588kg	(100kg 単価)	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
災害地	375kg	31,080	182,750	4,153	2,244	10,205	8,900	3,162	5,855	3,800	17,663	55,982	126,768

## 2. 普通畑 (10アール当り)

区 分	収 入			必 要 経 費								差引所得	
	種 類	収 量	作付割合	収入金額	公租公課	種苗代	肥料代	大農具費	農具費	償却費	その他		計
ばれいしょ	kg	902	19.4%	11,207円	2,662円	13,327円	11,123円	2,200円	2,558円	3,101円	9,943円	44,914円	37,183円
甘 し ょ		1,275	45%	2,280円									
雑 こ く		135	25.2%	5,593円									
野 菜		1,829	79.6%	63,017円									
計				126.7	82,097								

区分	収入金額	必要経費	差引所得
東部地区	編級較差案分に		37,400円
西部地区	より省略		36,800円

## 3. 特殊田畑 (10アール当り)

種 目	所 得 金 額	種 目	所 得 金 額	
梨	青系 共同販売 (収入金額×60%) - (109,100円×面積)	はす田	個人販売 (収入金額×67%) - (104,400円×面積)	
	個人販売 (収入金額×68%) - (109,100円×面積)		しいたけ	共同販売 収入金額×29%
	赤系 共同販売 (収入金額×62%) - (95,400円×面積)	個人販売 収入金額×31%		
	個人販売 (収入金額×69%) - (95,400円×面積)	生	共同販売 収入金額×26%	
桃	共同販売 (収入金額×65%) - (54,800円×面積)	個人販売 収入金額×29%	ピニールハウス	共同販売 (収入金額×57%) - (566,700円×面積)
	個人販売 (収入金額×71%) - (54,800円×面積)	個人販売 (収入金額×61%) - (566,700円×面積)		
ぶどう	共同販売 (収入金額×59%) - (76,200円×面積)	無加温	共同販売 (収入金額×59%) - (385,900円×面積)	
	個人販売 (収入金額×65%) - (76,200円×面積)		個人販売 (収入金額×64%) - (385,900円×面積)	
りんご	共同販売 (収入金額×65%) - (67,100円×面積)	アイリス	48,300円	
	個人販売 (収入金額×70%) - (67,100円×面積)		飼 料 畑	18,000円
はす田	共同販売 (収入金額×63%) - (104,400円×面積)			

# 昭和六十年 特別職の報酬等答申

昭和六十年年度の村長、助役、収入役と議会議員の給料、報酬は、「月潟村報酬等審議会(会長 大橋満津治氏)」に諮問し、一月二十四日に開催された審議会において、次のとおり答申がありました。

労働団体代表 本間 武志  
部落代表 落田玄一郎 (欠席)

◎答申の内容  
一、三役の給料  
村長(月額) 四九八千円  
助役(〃) 三八八千円  
収入役(〃) 三六二千円  
二、議会議員の報酬  
議長(月額) 一六七千円  
副議長(〃) 一三五千円  
常任委員長 (〃) 一二五千円  
議員(〃) 一二一千円  
三、改正の時期  
昭和六十年四月一日

## 総代さん決まる

昭和六十年の各部落の総代さんが次のとおり決まりましたのでご紹介いたします。

村と村民を結びパイプ役として、今年一年お世話になりますが、よろしくお願ひ申し上げます。

大別当 小湊 新一 (敬称略)

月 潟 登石 貢  
西 萱 場 落田玄一郎  
曲 通 藤村 良平  
東 長 島 滝沢 敏男  
木 滑 小林 寅雄  
釣 寄 神保 善二  
釣 寄 新 田村甚一郎

# 新春「役職者懇談会」

幅広く意見を聞いて……



▲ 発言が続いた懇談会風景

よりよい村政の執行にあたりたいと、従来各部落毎に巡回「移動役場」を開催し、住民の方々から要望、ご意見をお聞きしてまいりましたが、参加者が少なく必ずしも効果上がっていない現状でした。そこでこの度、始めての試みとして、村内の各団体の役職者の方々から参会をいただきそれぞれの立場においての問題点や要望、ご意見を聞く

「役職者懇談会」を計画し、去る一月十四日役場において開催いたしました。

議会議員、各字総代、農業委員を始め、農・商・工等、関係者約八十名が参加、活発な要望等の中からいくつかをご紹介します。

①村より補助金をいただいで会の運営をしているが、郡等、上部団体への負担金が多くなるので補助金の増額を望む。(老人クラブ、身障会、村体育協会、遺族会、婦人会の代表者から)

村長——過去一率、数%をカットした年もあったが、今年度は、五十九年度現状維持で

了承願したい。

②村議会議員定数の削減を要望 (参会者二名から)

議長——昭和六十年年度の検討課題にしたい。

③村で宅地造成、工場誘致をやってほしい。

村長——宅地造成については、村でやることはむずかしい。工場誘致については、今後努力してゆきたい。

④集落道整備の早期実現、電電公社の電話線埋設に伴う道路の舗装、針ヶ曾根道路の拡幅工事について (大別当総代から)

村長——集落道の整備については、モデル事業での整備計画路線であり、用地買収が行きたくて、工事後の道路舗装については半額を電々公社に要求中である。針ヶ曾根道路の拡幅工事については、三ヶ年計画で完了したい。

以上、四ヶ程懇談会の内容を紹介いたしました。が、要望等につきましては、十分検討し、村政に反映させていきたいと思っております。村民各位のご協力をお願い申し上げます。